

令和5年8月4日

保護者の皆さまへ

社会福祉法人あしかび
認定こども園 たかさきこども園
たかさき保育園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、下記のとおり、各支給認定保護者について、「当園に係る支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る保育料を減じた額」となります。

○認定こども園たかさきこども園・本園

児童1人あたりの公定価格の額(月額)		-	各保護者がお支払いになった保育料(月額)	=	当園が代理受領した施設型給付費の額(月額)
認定こども園 1号					
3歳児	199,480円				
4歳以上児	190,100円				
認定こども園 2・3号					
標準時間認定					
乳児	240,714円				
1・2歳児	149,744円				
3歳児	78,034円				
4歳以上児	69,054円				
短時間認定					
乳児	233,144円				
1・2歳児	142,174円				
3歳児	70,464円				
4歳以上児	61,484円				

○認定こども園たかさきこども園・分園

児童1人あたりの公定価格の額(月額)		-	各保護者がお支払いになった保育料(月額)	=	当園が代理受領した施設型給付費の額(月額)
認定こども園 3号					
標準時間認定					
乳児	303,292円				
1・2歳児	212,322円				
短時間認定					
乳児	272,612円				
1・2歳児	181,642円				

○たかさき保育園

児童1人あたりの公定価格の額(月額)		-	各保護者がお支払いになった保育料(月額)	=	当園が代理受領した施設型給付費の額(月額)
保育認定 3号					
標準時間認定					
乳児	312,023円				
1・2歳児	220,763円				
短時間認定					
乳児	306,643円				
1・2歳児	215,383円				

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

○子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付費としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、大阪市から当園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績をご報告するものです（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や保育料の支払い等が発生するものではありません）。